

地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳		備 考
631,700 千円	社会保障財源化分	344,564 千円	引上げ分（22分の12）
	一般財源	287,136 千円	現行分（22分の10）

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	19,651	2,811		8,634	4,994	3,212
	保育所運営費	706,523	12,649		47,380	108,494	538,000
	放課後児童クラブ推進事業費	61,594	23,901		11,219	20,394	6,080
	子育て支援事業費	63,635	19,104			32,526	12,005
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	30,946	12,886		5,173	9,828	3,059
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	48,277	19,763		8,230	15,572	4,712
	心身障害者医療費助成	9,563				7,364	2,199
	乳児妊産婦医療費助成	7,186	3,508		127	1,784	1,767
	幼児・児童・高校生等医療費助成	59,844	5,513		272	39,633	14,426
	ひとり親家庭等医療費助成	9,173	4,552		64	3,400	1,157
	感染症予防事業費	96,021	907			68,720	26,394
すこやか親子推進事業費	66,593	16,761		201	31,855	17,776	
合計	1,179,006	122,355		81,300	344,564	630,787	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費